

吸収合併に係る事前開示書面

ウェルネオシュガー株式会社

2026年6月5日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

東京都中央区日本橋小網町14番1号
ウェルネオシュガー株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

当社および東洋精糖株式会社（以下「東洋精糖」といいます。）は、2026年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、東洋精糖を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併について、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

当社は、本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併により当社の資本金及び準備金は増加いたしません。当社は東洋精糖の発行済株式全てを所有しているため、かかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権者に対して交付する対価の定めに関する事項

東洋精糖は新株予約権を発行しておりません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

東洋精糖の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

東洋精糖において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 効力発生日後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後における当社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本合併の効力発生日後における当社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以 上

別紙 I

合併契約書

ウェルネオシュガー株式会社（以下「甲」という。）および東洋精糖株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号および住所）

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号 ウェルネオシュガー株式会社

住所 東京都中央区日本橋小網町14番1号

（乙）吸収合併消滅会社

商号 東洋精糖株式会社

住所 東京都中央区日本橋富沢町12番20号

第3条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金および準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認決議）

- 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する決議を行うことを要する。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産負債ならびにこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの事業を執行するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを実行する。

第9条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、契約当事者間で協議の上、合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、各自が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2026年5月22日

甲 東京都中央区日本橋小網町14番1号
ウェルネオシュガー株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

乙 東京都中央区日本橋富沢町12番20号
東洋精糖株式会社
代表取締役社長執行役員 三木 智之

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国経済は、企業の設備投資の持ち直しや雇用・所得環境の改善に伴い、景気は緩やかな回復基調にある一方で、イラン情勢をはじめとする中東地域の緊迫化など地政学的リスクの高まりによるエネルギー資源や金融資本市場への悪影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続いております。

当社におきましては、砂糖の原材料である粗糖の価格(ニューヨーク粗糖先物相場)が、当期は1ポンド当たり18.89セントで始まり、米国の関税政策の動向、原油価格の上昇、主要生産国であるブラジルの生産量の増加見通しなどの諸要因により相場は変動したものの、全体としては緩やかな下落基調で推移し、最終的に15セント台半ばで終了しました。

このような状況下、砂糖事業、機能素材事業を営む当社及び当社の卸売部門である子会社トーハン株式会社は、安全・安心な製品をお客様に安定的に供給する事に努めてまいりました。

その結果、当期の業績につきましては、次のとおりであります。

<砂糖事業>

ニューヨーク粗糖先物相場の期近限月は、2025年4月1日に1ポンド当たり18.89セントで取引が始まり、全体としては2026年3月31日にかけて緩やかな下落基調で推移しました。4月は、米国トランプ大統領による関税政策の動向に相場が大きく左右されました。関税強化により砂糖価格の上昇および需要減少が見込まれたことから、相場は下落しました。期近限月がJulyに切り替わった5月前半は、原油価格の上昇を受けて相場も一時上昇しましたが、後半には専門機関および米国農務省(USDA)が、砂糖余剰が前年対比で増加するとの見通しを発表したこ

とを受け、相場は一転して下落基調となりました。6月もこの流れを引き継ぎ下落基調で推移し、期近限月がOctoberに切り替わった7月および8月は比較的値動きが落ち着き、16～17セントのレンジ内で緩やかに推移しました。9月はブラジルの生産量増加見通しを受け、前半は下落したものの、後半には反発し上昇気配で推移しました。10月に入り期近限月がMarchに切り替わると、世界的な砂糖余剰の増加が報告されたことから相場は急落し、10月末付近には15セントを下回る水準となりました。その後11月以降は、相場を押し上げるような大きな材料が見られないまま、14～15セント付近での推移が続きました。2026年3月には中東情勢の影響が懸念されたものの、相場は大きく反発することなく低迷が続き、最終的には15セント台半ばで取引を終えました。

一方、日本経済新聞掲載の東京上白糖現物相場は11月に8円下落し、1キログラム当たり241円～243円で当期を終了いたしました。

このような状況の中、物価高騰による買い控え等から販売量は若干減少するも、製造諸経費・輸送費など製造販売経費が上昇するなかで製品価格の改定が進んだことなどから、売上高は11,990百万円(前期比3.7%減)、営業利益は1,994百万円(前期比24.9%増)となりました。

<機能素材事業>

機能性表示食品向けに酵素処理ヘスペリジンの出荷が好調に推移したことに加え、飲料やサプリメント向け製品の出荷が順調に推移したこと、また化粧品原料の出荷も順調に推移したことから販売量は前期を上回り、売上高は1,966百万円(前期比10.8%増)、営業利益は379百万円(前期比2.2%増)となりました。

以上の結果、当期の経営成績につきましては、売上高13,957百万円(前期比1.9%減)、砂糖事業の製品価格上昇などにより、営業利益1,625百万円(前期比29.6%増)、T O B 関連費用の前期計上額266百万

円及び事務所移転費用の前期計上額16百万円の反動などにより、経常利益1,720百万円(前期比67.6%増)、関係会社株式評価損の当期計上額減少に伴う利益増292百万円などにより、当期純利益968百万円(前期比410.2%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における当社で実施した設備投資の総額は498百万円で、その主なものは機能素材事業生産設備の建設仮勘定428百万円であります。

(3) 対処すべき課題

イラン情勢など中東地域における地政学リスクの顕在化などにより、景気の先行きは不透明な状況が続くものと見られます。

このような状況下、当社は、ウェルネオシュガー株式会社との吸収合併に向けて統合を進めると共に、砂糖事業と機能素材事業を軸として、具体的には以下のとおり事業ごとの課題に取り組み、収益力の強化を進めるとともに、常に安全・安心な製品の提供により皆様の健康と食生活に寄与できるよう努めてまいります。

<砂糖事業>

企業収益が好調に推移し設備投資や雇用情勢の改善、賃金上昇に伴う個人消費の回復などにより景気の緩やかな回復が期待されるものの、中国からの観光客減、物価高による買い控え、代替甘味料の影響や甘味離れ等の諸要因により消費量の大幅な回復が見込めない事業環境において、引き続き品質管理を徹底しお客様の信頼に応える商品を提供することを基本とし、統合シナジーによる業務の効率化を進め、収益確保に努めてまいります。

<機能素材事業>

製薬・健康食品メーカー向けに機能性表示食品制度に対応可能な素材提案と用途開発を進めていくとともに、F S S C 認証及び I S O 認証、並びにハラール認証などの各認証を維持し、高い品質基準による製品の供給を継続してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 99 期 2023年3月期	第 100 期 2024年3月期	第 101 期 2025年3月期	第 102 期 2026年3月期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	11,328	13,113	14,224	13,957
経 常 利 益(百万円)	551	1,864	1,026	1,720
当期純利益(百万円)	500	1,443	189	968
1株当たり当期純利益(円)	91.84	264.74	34.80	138,328,350.29
総 資 産(百万円)	10,167	11,541	11,403	12,442
純 資 産(百万円)	9,012	10,045	9,698	10,742
1株当たり純資産(円)	1,652.93	1,842.25	1,778.72	1,534,684,809.29

(注) 1. 当事業年度の状況につきましては、売上高13,957百万円（前事業年度比1.9%減）、営業利益1,625百万円（前事業年度比29.6%増）、経常利益1,720百万円（前事業年度比67.6%増）、当期純利益968百万円（前事業年度比410.2%増）となりました。

2. 当社は、2025年6月4日付で普通株式778,908株を1株に併合いたしました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に併合したと仮定して算定した場合、下記のとおりです。

1株当たり純資産額 1,534,684,809.29円

1株当たり当期純利益 138,328,350.29円

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

2025年2月7日から同年3月25日までの期間にウェルネオシュガー株式会社が行った当社株式に対する公開買付けの結果、同年3月31日付で同社は当社株式4,738千株（議決権比率86.91%）を保有する当社の親会社となり、同年6月4日には、同日を効力発生日とする当社株式の併合により、当社の完全親会社となっております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社ウェルネオシュガー株式会社に対して資金の短期貸付を行っており、その期末残高は1,500百万円であります。同貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
トーハン株式会社	百万円 100	% 100	食品等の卸売業

④ 企業結合の経過

該当事項はございません。

⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社の主要事業は、砂糖事業及び機能素材事業であります。

区 分	事 業 内 容
砂 糖 事 業	精製糖の製造・販売
機 能 素 材 事 業	酵素処理ルチン、酵素処理ヘスペリジン、ステビア甘味料、ゆずポリフェノール、グリセリルグルコシド及びバオバブオイル等の製造・販売

(7) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

営 業 所	本 社	東京都中央区日本橋富沢町12番20号
工 場	千 葉 工 場	千葉県市原市岩崎西1丁目6番41号

② 子会社の主要な営業所

ト ー ハ ン 株 式 会 社	東京都中央区日本橋富沢町12番20号
-----------------	--------------------

③ 関連会社の主要な営業所及び工場

太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	神奈川県横浜市鶴見区大黒町13番46号
宮 古 製 糖 株 式 会 社	沖縄県宮古島市城辺字砂川836番地

(8) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
72(5) ^名	2(-) ^名	43.6 ^歳	14.8 ^年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、使用人兼務取締役1名及び出向者5名を含んでおりません。
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時使用人の年間平均雇用人員であります。

(9) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）
該当事項はございません。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28株
- (2) 発行済株式の総数 7株
- (3) 株 主 数 1名
- (4) 株 主 名

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
ウェルネオシュガー株式会社	7株	100.00%

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三木智之	代表取締役 社長執行役員	トーハン株式会社代表取締役社長 太平洋製糖株式会社取締役
松沢隆	取締役 専務執行役員 (戦略推進部・法務・RM部・ 人事総務部管掌兼戦略 推進部長兼人事総務部長)	トーハン株式会社取締役 太平洋製糖株式会社監査役
三代川昌弘	取締役 常務執行役員 (財務経理部管掌)	トーハン株式会社監査役
高柳一明	取締役 上席執行役員	太平洋製糖株式会社取締役
小西正人	取締役	ウエルネオシュガー株式会社 取締役常務執行役員 内部監査室担当
今井秀明	監査役	ウエルネオシュガー株式会社 常勤監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2025年6月30日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、取締役遠藤和浩、鈴木陽、村野邦美及び高祖敬典の4氏は任期満了により、監査役野崎敏郎及び松浦一之の両氏は辞任により、監査役江川義一氏は任期満了によりそれぞれ退任いたしました。

(2) 2025年6月30日開催の第101回定時株主総会において、取締役松沢隆、三代川昌弘、高柳一明及び小西正人の4氏並びに監査役今井秀明氏が新たに選任されそれぞれ就任いたしました。

2. 重要な兼職の異動状況について

(1) 代表取締役社長執行役員三木智之氏は、2025年6月5日付でトーハン株式会社代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 取締役専務執行役員松沢隆氏は、2025年6月5日付でトーハン株式会社取締役に、2025年6月13日付で太平洋製糖株式会社監査役にそれぞれ就任いたしました。

(3) 取締役三代川昌弘氏は、2025年6月5日付でトーハン株式会社監査役に就任いたしました。

(4) 取締役高柳一明氏は、2025年6月13日付で太平洋製糖株式会社取締役に就任いたしました。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
東陽監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はございません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において、内部統制に関わる基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。なお、本決議は2008年3月18日、2009年5月12日、2011年5月12日、2015年6月18日並びに2022年6月23日の取締役会決議により同方針の一部内容を改定しております。

取締役会において確認しております最新の決議の内容は次のとおりであります。

内部統制に関わる基本方針

当社は、内部統制に関して定めた「内部統制基本要綱」に則り、法令の遵守を徹底し社会的責任を果たしつつ、内部統制システムの構築と適切な運用をコーポレートガバナンスの根幹と成し、社会的信頼の確保と有効な企業活動の維持に努め、事業目的の達成を目指す。企業価値の増大を図るとともに、持続的な成長基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正と効率を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備する。

なお、当社は社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため定めた「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を整備し、法令遵守を企業活動の要諦とすることを浸透させるものとする。

- (2) 当社グループの取締役及び執行役員の中立・透明・公平な業務執行等を確保するため、「役員行動規範」を定め遵守し、企業の信頼の確保、維持、高揚を図るものとする。
- (3) コンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス委員会」をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じるとともに、取締役及び執行役員並びに社員相互の意思疎通を十分に図り、信頼関係を築き健全な企業文化を醸成するものとする。
- (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合の報告体制として、「コンプライアンス委員会」のほか、弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、その運用を行うものとする。
- (5) コンプライアンスの状況及び「コンプライアンス委員会」の活動状況については、「内部統制委員会」が内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員的意思決定並びに報告など職務執行に係る情報は、「文書取扱管理規程」及び「IT関連の管理規程」に基づき文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理は、「リスク管理規程」及び「財務報告に係る内部統制実施要領」に基づき執り行うものとする。
- (2) 「内部統制基本要綱」により設置した「内部統制委員会」は同委員会の規程の定めに従い、リスク管理が適正に行われているか内部監査を実施し、その結果について取締役社長に報告するものとする。
- (3) 自然災害など重大事態が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき対策本部を設置し適切な処置を講じるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を年8回開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、社長、執行役員及び常勤監査役で構成する経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て、取締役会決議するものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

5 次に掲げる体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社及び子会社の取締役及び使用人との間において定例及び臨時に報告会議を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けけるものとする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社から定期的に報告を受けけるほか、子会社において損失の危険が発生した場合には、速やかに当社へ報告し、当社及び当該子会社間で対策を協議・実施する。
- (3) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人の職務が効率的に行えるよう「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程を整備・明確化するものとする。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社はグループ全体の内部統制を充実させるとともに、コンプライアンスに関する「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を定め、グループ全体の法令遵守を確保するために必要な体制を整備するものとする。
- ② 子会社の業務管理は「関係会社管理規程」の定めに従い、当該子会社を担当する執行役員が子会社の業務状況に応じて必要な管理を行うものとする。
- ③ 当社の「内部統制委員会」は子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

6 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本要綱」に則り健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

7 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- (1) 当社及び子会社は反社会的勢力や団体とのあらゆる関係を遮断するため、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な処置を前提として、毅然とした態度で臨むものとする。
- (2) 反社会的勢力や団体を排除するため、法と倫理に基づき行動することを「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」に定め、全役員及び社員に周知徹底を図るとともに、具体的事案の発生時には、警察等関連機関や弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を確保するものとする。

8 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）として、当社の使用人から補助使用人を任命することについて協力するものとし、補助使用人の任命にあたっては、所要の事項をあらかじめ協議・相談の上、取り決めるものとする。

9 前項補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された補助使用人は監査役の補助者として職務を遂行し、その補助使用人の人事異動及び人事評価等については、監査役の意見・意向を事前に聴取の上、執り運ぶものとする。

10 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役補助使用人の配置について、監査役と業務執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

11 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要な事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席するものとする。
- ② 取締役社長は、社長・監査役ミーティングを適宜に開催し、業務の執行状況について監査役に報告するものとし、その他取締役及び管掌役員についても監査役に対し業務執行状況の報告を行うものとする。

- ③ 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び管掌役員等に対してこれらの報告を求めることができるものとする。
- (2) 子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 「関係会社報告会」及び当社による子会社の内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
 - ② 監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることができるものとする。
- 1 2 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう、「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」に定める内部通報制度に準じた扱いとする。
- 1 3 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役と協議の上、監査役職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。
- また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。
- 1 4 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人及び子会社の監査役、また「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」等と適宜に意見交換を行うことができるものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制に関わる基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は、「取締役会規則」に基づき、当事業年度に10回開催し、法令及び定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行いました。取締役会は、取締役5名で構成され、監査役も出席しております。また、取締役会とは別に社長、執行役員及び監査役で構成する経営会議を当事業年度は12回開催し、「経営会議運営要項」の定めに従い、業務執行の統制・監督を行いました。なお、業務執行における執行手続の詳細は、「組織・職務・職務権限・決裁規程」などに定めております。

監査役会は、2025年6月30日をもって廃止されるまで、当事業年度に5回開催し、監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を行いました。また、監査役は、取締役会及びその他重要会議に出席して適宜意見を具申し、内部統制部門及び会計監査人との意見交換も行い、公正な監査体制の確保に努めてまいりました。なお、当社経営体制の変更により、監査役会は2025年6月30日をもって廃止され、当社は同日をもって監査役会設置会社より監査役設置会社に移行しております。

「内部統制基本要綱」により設置した内部統制委員会は、同委員会の規程の定めに従い、当事業年度に3回開催いたしました。また、同委員会の下、内部統制部門である法務・RM部は、人事総務部及び砂糖営業部を対象に内部監査を実施するとともに、前事業年度以前に内部監査を実施した総合開発部につき、業務改善状況の確認を行い、内部統制の有効性を点検いたしました。

当社は、取締役、執行役員及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を定め、当社グループ全体に周知徹底を図っております。なお、同マニュアルは、当社を取り巻

くコンプライアンス環境の変化に対応するべく、2025年4月25日に一部改正したほか、当社のウェルネオシュガーグループ入りに伴い、2025年8月25日にウェルネオシュガーグループとしてのコンプライアンスマニュアルに変更しております。また、同マニュアルにより設置したコンプライアンス委員会は、当事業年度に4回開催し、法令等の遵守状況を審議いたしました。また、法令遵守の徹底と意識を高めるべくコンプライアンスに関するウェルネオシュガー株式会社実施の外部研修も活用しております。

なお、各委員会はその活動状況を取締役社長に報告しております。

子会社の管理については、当社の定める「関係会社管理規程」及び「予決算会議運営要項」に基づき、当事業年度は予決算会議を年1回開催し、社長及び執行役員は子会社より営業報告及び決算説明等を受けております。また、子会社において行う決裁は、当社との事前協議を行った上、「関係会社管理規程」の定める手続を経て行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社の収益力、財務内容及び経営環境などをふまえ、株主の皆様への利益還元及び内部留保を考慮し決定することを基本方針としております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

.....
(注) 本事業報告中の記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く。）、株数及び数量は表示単位未満の端数を切り捨てております。

第102期事業報告の附属明細書

(会社法第435条第2項に基づく明細書)

自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月31日

東洋精糖株式会社

会社役員その他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細

区 分	氏 名	兼務する他の会社名	兼 務 の 内 容
代表取締役 社長執行役員	三 木 智 之	ト ー ハ ン 株 式 会 社 太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長 役 取 締
取 締 役 専 務 執 行 役 員 (戦略推進部・法務・RM部・ 人事総務部管掌兼戦略 推進部長兼人事総務部長)	松 沢 隆	ト ー ハ ン 株 式 会 社 太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	取 締 役 監 査 役
取 締 役 常 務 執 行 役 員 (財務経理部管掌)	三 代 川 昌 弘	ト ー ハ ン 株 式 会 社	監 査 役
取 締 役 上 席 執 行 役 員	高 柳 一 明	太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	取 締 役
取 締 役	小 西 正 人	ウエルネオシュガー株式会社	取 締 役 常 務 執 行 役 員 内 部 監 査 室 担 当
監 査 役	今 井 秀 明	ウエルネオシュガー株式会社	常 勤 監 査 役

親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社ウエルネオシュガー株式会社に対して資金の短期貸付を行っており、その期末残高は1,500百万円であります。同貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。

①当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

完全親会社ウエルネオシュガー株式会社への貸付に当たっては、同社の財務内容、資金繰り状況の検証を踏まえており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

②当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

①に記載の判断及び理由の通りです。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,336	流 動 負 債	1,330
現金及び預金	2,253	買掛金	206
売掛金	969	リース債務	5
商品及び製品	1,119	未払金	116
仕掛品	154	設備関係未払金	32
原材料	1,421	未払法人税等	392
前払費用	28	未払費用	364
短期貸付金	2,363	預り金	6
その他	26	賞与引当金	92
		その他	112
固 定 資 産	4,105	固 定 負 債	369
有形固定資産	738	リース債務	8
建築物	61	退職給付引当金	322
構築物	9	役員退職慰労引当金	30
機械及び装置	97	資産除去債務	1
車両運搬具	5	その他	6
工具、器具及び備品	27		
土地	94	負債合計	1,699
リース資産	12		
建設仮勘定	428	純 資 産 の 部	
無形固定資産	60	株 主 資 本	10,509
ソフトウェア	1	資本金	2,904
ソフトウェア仮勘定	55	利益剰余金	7,605
その他	3	利益準備金	307
投資その他の資産	3,307	その他利益剰余金	7,298
投資有価証券	655	繰越利益剰余金	7,298
関係会社株式	748		
長期貸付金	1,740	評価・換算差額等	233
前払年金費用	67	その他有価証券評価差額金	232
繰延税金資産	46	繰延ヘッジ損益	1
その他	48		
		純資産合計	10,742
資産合計	12,442	負債純資産合計	12,442

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,957
売 上 原 価		10,576
売 上 総 利 益		3,380
販売費及び一般管理費		1,755
営 業 利 益		1,625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	53	
受 取 配 当 金	42	
そ の 他	24	120
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	22	
そ の 他	1	25
経 常 利 益		1,720
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
関係会社株式評価損	276	279
税引前当期純利益		1,441
法人税、住民税及び事業税	490	
法 人 税 等 調 整 額	△17	473
当 期 純 利 益		968

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,904	—	—	307	6,334	6,641
当 期 変 動 額						
当期純利益					968	968
自己株式の取得						
自己株式の処分		0	0			
自己株式の消却		△4	△4		—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		4	4		△4	△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	963	963
当 期 末 残 高	2,904	—	—	307	7,298	7,605

	株主資本	
	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	△4	9,540
当 期 変 動 額		
当期純利益		968
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	4	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	4	968
当 期 末 残 高	—	10,509

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	157	0	157	9,698
当期変動額				
当期純利益				968
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
自己株式の消却				—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	75	1	76	76
当期変動額合計	75	1	76	1,043
当期末残高	232	1	233	10,742

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - a 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
 - b その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 時価法
(評価差額は、全部純資産直
入法により処理し、売却原
価は総平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等 総平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産
 - 商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の
低下による簿価切下げの方
法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 建物・構築物・機械及び装置・・・定額法
 - 車両運搬具・工具、器具及び備品・・・定率法なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	6～38年
機械及び装置	8～10年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を
採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ
いては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し
ております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に支給する賞与の支出に充当するため、支給見込額
に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、前払年金費用に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 砂糖事業

主に砂糖の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当該収益より販売促進費等の一部を控除した金額で収益を算定しております。

また、製品及び商品の販売のうち、当社が同一の顧客と同時に締結した複数の契約について、同一の商業的目的を有するものは単一の契約とみなし、当該契約に係る売上原価を売上高と相殺した純額を収益として認識しております。

(2) 機能素材事業

主に機能素材の製造及び販売を行っております。この製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段 為替予約
- ・ヘッジ対象 売掛金、買掛金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので有効性の評価を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

宮古製糖(株)に係る関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

宮古製糖(株)に係る関係会社株式 0百万円

宮古製糖(株)に係る関係会社株式評価損 276百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式の実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる時を除いて実質価額まで減損処理を行っております。

上記の方針に従い、関係会社株式を評価した結果、当事業年度において宮古製糖(株)の株式について減損処理を行い、関係会社株式評価損276百万円を計上しております。外部環境の変化等によって、実質価額に重要な影響があった場合、翌事業年度の関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,500百万円
2. 保証債務
債務保証
下記の会社の銀行借入について債務保証を行っております。
(関係会社) 借入保証
太平洋製糖(株) 37百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する短期金銭債権 2,786百万円
関係会社に対する長期金銭債権 1,748百万円
関係会社に対する短期金銭債務 200百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売 上 高	3,258百万円
仕 入 高 等	2,791百万円
営業取引以外の取引高	
収 益	75百万円
費 用	0百万円
資 産 の 購 入 高	0百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増 加 (株)	減 少 (株)	当事業年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	5,456,000	—	5,455,993	7
合計	5,456,000	—	5,455,993	7
自己株式				
普通株式	3,645	374	4,019	—
合計	3,645	374	4,019	—

- (注) 1. 当社は、2025年6月4日付で普通株式778,908株を1株とする株式併合を行っております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加374株であり、普通株式の自己株式の株式数の減少は、消却による減少3,644株、売却による減少375株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、関係会社株式評価損、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金の計上によります。なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は△268百万円です。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として、銀行借入によることを取組方針としております。

売掛金、短期貸付金、長期貸付金に係る取引先における信用リスクは、当社の与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制を整備し管理しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であり、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注)参照)。また、現金は注記を省略し、預金、売掛金、短期貸付金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	501	501	—
(2)長期貸付金	1,740	1,718	△22
資 産 計	2,241	2,219	△22
デリバティブ取引(※1)	1	1	—

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注)市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	902百万円

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	ウエルネオシュガー株式会社	被所有 直接 100.0%	役員の入受	資金の貸付(注)1	2,500	短期貸付金	1,500
				利息の受取(注)1	12	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	トーハン株式会社	所有 直接 100.0%	当社砂糖販売代理店並びに機能素材等の販売役員の兼任	当社製品の販売(注)1	3,258	売掛金	423
関連会社	太平洋製糖株式会社	所有 直接 33.3%	精製糖の委託加工 役員の兼任	精製糖の委託加工等(注)2	1,527	未払費用	133
				設備資金等の貸付(注)3	1,020	短期貸付金	863
						長期貸付金	1,740
				利息の受取(注)3	40	-	-
債務保証(注)4	37						
	宮古製糖株式会社	所有 直接 25.17%	原材料の購入先	原材料の購入(注)5	1,253	買掛金	47

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売について、価格その他の取引条件は、品の市場価格並びに市場実勢を参酌して、決定しております。
2. 精製糖の委託加工費は、精製糖受委託加工契約書に基づいて決定しております。
3. 設備資金等の貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。

4. 銀行借入について債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
5. 原材料の購入については、その主たる原料糖は、国内粗糖市況を参酌して、随時決定しております
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,534,684,809.29円
1株当たり当期純利益	138,328,350.29円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2025年6月4日付で普通株式778,908株を1株に併合をいたしました。
1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に併合したと仮定して算定しております。

3. 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	10,742百万円
普通株式に係る純資産額	10,742百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	7株
(2) 1株当たり当期純利益	
当期純利益	968百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	968百万円
普通株式の期中平均株式数	7株

第102期計算書類の附属明細書

(会社法第435条第2項に基づく明細書)

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

東洋精糖株式会社

(注) 記載金額は百万円未満切捨てて表示しています。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期残	首高	増加	期当額	減少	期残	末高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当償却	期差引帳簿	期末価額
有形固定資産	建物	338		1		0	339	277		7		61
	構築物	30		-		-	30	20		1		9
	機械及び装置	974		8		2	980	882		23		97
	車両運搬具	44		0		-	44	38		5		5
	工具、器具及び備品	288		3		6	286	258		14		27
	土地	94		-		-	94	-		-		94
	リース資産	35		-		-	35	23		5		12
建設仮勘定	-		428		-	-	428	-		-		428
合計	1,806		441		8	2,239	1,500		56		738	
無形固定資産	ソフトウェア	108		-		-	108	106		0		1
	ソフトウェア仮勘定	2		55		2	55	-		-		55
	その他	9		-		-	9	6		1		3
	合計	120		55		2	173	112		2		60

- (注) 1. 有形固定資産の増加額の主なものは、建設仮勘定428百万円(新工場設備等)の取得によるものであります。
 2. 無形固定資産の増加額の主なものは、ソフトウェア仮勘定の取得55百万円(販売システム)の取得によるものであります。

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	8	-	-	8	-
賞与引当金	75	92	75	-	92
退職給付引当金	316	20	13	-	322
役員退職慰労引当金	32	14	16	-	30

- (注)1. 貸倒引当金 長期に渡り貸倒損失が発生していないため当期から当期貸倒実績率を0%にした。
 当期減少額「その他」はその取崩した額であります。
 2. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 3. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
 4. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額
販売諸掛	579
広告宣伝費	9
役員報酬	61
給与	326
賞与	61
賞与引当金繰入額	59
退職給付費用	31
役員退職慰労引当金繰入額	15
法定福利費	75
事業税	43
業務委託費	46
厚生費	7
減価償却費	26
無形固定資産償却費	1
投資等償却費	0
リース料	0
不動産賃借料	22
修繕費	16
保険料	12
租税公課	1
水道光熱費	6
旅費交通費	26
通勤費	12
交際費	12
団体諸経費	5
通信費	18
支払手数料	8
事務消耗品費	1
図書費	0
試験研究費	103
雑費	154
合計	1,755

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

東洋精糖株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 大島 充 史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 重松 あ き 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋精糖株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役監査報告書

監査報告書

2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をすに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

東洋精糖株式会社

監査役

今井秀明

Ⓔ

以上